

入院期間が180日を超える場合の費用の徴収について

入院医療の必要性が低いが患者様につきまして

180日以上入院している患者様に対しては

特別の料金（2,400円／日）をお支払いいただいております。

180日を超えて入院されている患者様であっても、

下記に該当する患者様については、

健康保険が適用されるため、特別の料金は徴収いたしません。

- ・厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ・重症者病室に入院されている方
- ・重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランクB以上）
- ・脊髄損傷等の重度障害者
- ・悪性新生物の治療を行われている方
- ・人工呼吸器を使用されている方
- ・人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度ランクB以上）
- ・15歳未満の方

ご不明な点がございましたら医事課窓口までお問い合わせください

